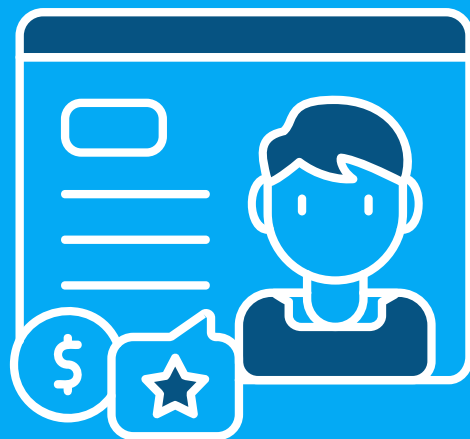


従業員のリスキリングをお考えの事業者様へ

防府市中小企業 人材育成応援補助金



業務上必要なスキルの習得や新たな技術導入に係る
研修等の受講に必要な経費の一部を補助します。

補助率
1 / 2

ホームページは
こちらから



お手続きの流れ



補助
上限額

1社
当たり **20** 万円 / 従業員
1人当たり **5** 万円

※同一の受講者につき複数回の交付を受けることはできません。

補助対象者

市内に主たる事業所を有する
中小企業者・個人事業主等

対象事業

市内の事業所に勤務する
正規従業員や常勤役員等が
受講する研修または講習

補助金の活用例

※あくまで参考です。受講を検討している研修等が
補助対象となるか事前にお問合せください。

- ・フォークリフト運転技能講習など、技術力向上のため自社の従業員に受講させる講習
- ・事業拡大のため、新たに必要となる資格の研修を受講

詳しい条件は裏面をご覧ください。

1. 補助対象者

市内に主たる事業所を有する中小事業者等で、以下の項目全てに該当する事業者

| | | | | | |
|---|--|---|---|---|---|
| ① | 中小企業基本法第2条に定める 中小企業者・小規模企業者 (個人事業主を含む) | ② | 市税を滞納していないこと 防府市からの指名停止措置を 受けていないこと | ③ | 「暴力団員による不当な行為 の防止等に関する法律」に規 定する暴力団員がいないこと |
|---|--|---|---|---|---|

2. 対象事業

市内の事業所に勤務する正規従業員・常勤役員等が受講する研修または講習で、以下の両方に該当する事業

| | | | |
|---|--|---|---|
| ① | 次のいずれかが実施するものであること ・ 公的研修機関 ・ 試験研究機関、教育訓練機関、中小企業団体、事業協同組合等 ・ 専門的な研修を行っている民間団体又は企業等 ・ 補助対象者が自ら企画して主催する研修等 | ② | 研修時間が6時間以上で、 同年度の2月28日までに 修了する日程であること |
|---|--|---|---|

3. 対象経費

経費を支出したことが確認できるものに限りします。

| | |
|---|---|
| ① | 受講料、教材費、会場借上料、委託料、謝金 ※消費税及び地方消費税は対象経費となりません。 |
|---|---|

②
事業認定前に申込み、支払い、受講を
開始した場合は対象外となります。
必ず研修等申込前にご申請ください。

4. 必要書類

| 認定申請時 | 交付申請時 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">認定申請書 (第1号様式) <input type="text"/> 市HPに掲載研修概要書 <input type="text"/>研修機関が発行する研修案内等定款* <input type="text"/> *個人事業主の方は 開業届の写しと住民票登記事項証明書* <input type="text"/>市税の滞納の無いことの証明書 <p>※公的証明書は3か月以内に取得したものを添付してください。 ※2回目以降の申請についても上記すべての書類が必要です。</p> | <ul style="list-style-type: none">交付申請書 (第6号様式) <input type="text"/> 市HPに掲載研修実施報告書 <input type="text"/>研修等を受講したことがわかる書類 修了証、申込書、使用したテキストの 写しや実施中の写真など研修費用を支払ったことがわかる書類 領収書や通帳の写しなど |

※受講内容によっては対象外となることがあります。
※他の行政機関による同種の補助金等の交付を受けるものは補助対象外となります。

✉ 申込み・問合せ先

防府市商工振興課 労政係

747-8501 防府市寿町7番1号(防府市役所本館5階)

0835-25-2574

8:30~17:15 (土日祝休)